

中国における木材企業の信用評価及び 合法木材利用の見通しと提案

中国木材流通協会

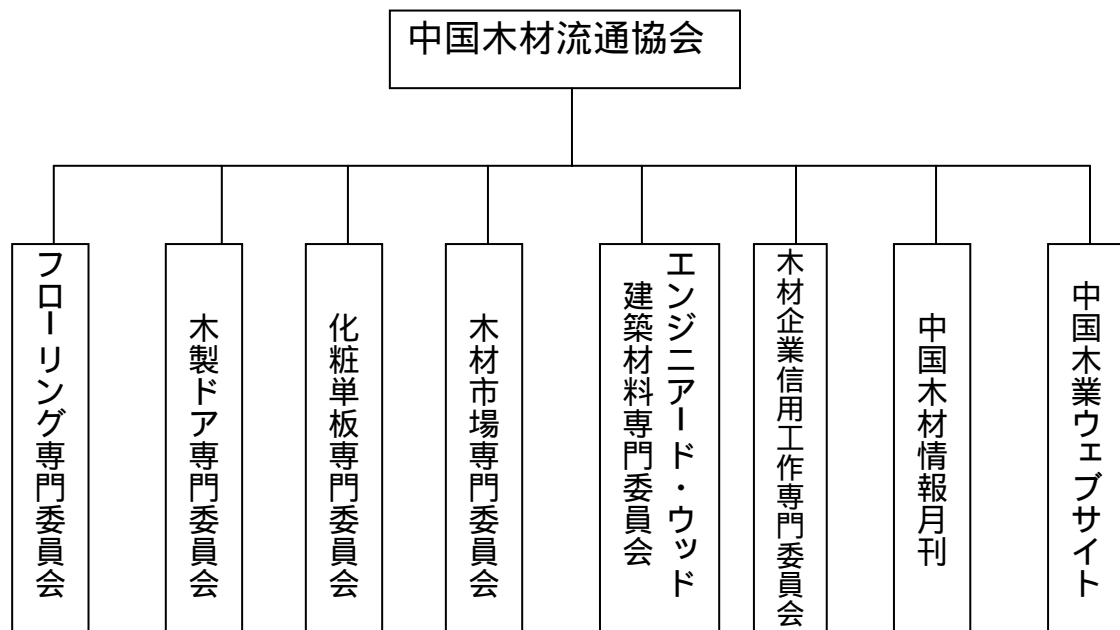
朱光前

2007年12月2日 横浜

発表の内容

- 一．中国木材流通協会の紹介
- 二．中国政府と本協会が中国の木材生産と流通管理に対して努力していること
- 三．本協会が展開した中国木材企業の信用評価の試行内容、及び木材企業が誠実な経営を促進し、合法木材貿易を展開することの意義
- 四．今後の活動の構想
- 五．解決すべき問題と提案

一．中国木材流通協会の紹介



二．中国政府と本協会の木材生産と流通管理についての努力

(一) 中国政府の木材生産、流通、輸出入に対する管理は完全、厳格、有効である。

1．国産材への管理：伐採証、運輸証、加工許可証

2．輸入材への管理：

(1) 中国は法律によって輸入材に対する数量と品質を検定する国際上唯一の国である。

輸入港で輸入材を一本ずつ、1束ずつ、1塊ずつ人力により検量を行う。このような入関検査で、輸入材の数量、品質、樹種の正確性を保証し、輸入材の隠匿、実際より少ない数量の申告、低質材を高質材と偽称する申告などの商業詐欺行為及び絶滅危惧のある樹種の密輸を効果的に防止できる。

(2) 企業の通関手続きが完全でなければならない。企業が税関で申告する時、契約書 (Contract)、領収書 (Invoice)、貨物引替証 (Bill of Lading)、信用状 (L/C)、パッキ

ングリスト、原産地証明書(Certificate of Origin)、絶滅危惧樹種管理部門が発行した証明書、検量・鑑定証明書、入境貨物通関票といった書類を必ず提出しなければならない。

3．徴税政策を通じて、木材製品の構成を効果的に調整させる

近年来、中国政府は、高エネルギー消費・高汚染・資源多用性の製品に対して、消費税と増値税還付率を何度も調整した。第一に、ムク材フローリングと割箸に対し5%の消費税を徴収し、第二に、ムク材フローリング、一部の合板、木製の使い捨て商品の輸出に対して増値税還付を廃止し、第三に、家具の輸出に対して、増値税還付率を11%か9%へ引き下げた。合板の輸出に対して、増値税還付率を5%へ引き下げた。今年、ムク材フローリングの生産量は去年より大幅に減少し、逆に、複層フローリングの生産量が去年より千万㎡増加することが予想される。

4．森林認証を積極的に展開している

- (1) 森林認証の理念が全国に広がられている。
- (2) 「中国森林認証 - 森林経営」と「中国森林認証 - CoC」基準が公布、実行されている。
- (3) 中国森林認証機構の設立が準備中である。
- (4) 2006年、国家林業局が「森林認証に関する試行の展開の通知」を公布した。吉林、黒龍江、浙江、福建、広東、四川、内モンゴル(大興安嶺)、広西、雲南、海南、安徽河北、黒龍江穆稜といった13省・地区で、森林認証を試行した。
- (5) 科学研究部門とNGOから構成したFSC中国森林認証ワーキングチームが、中国のFSC森林認証基準を作り、森林認証のPRを展開しようとしている。
- (6) 現在、全国で5箇所、44.2万haの森林及び199の林産物加工企業がFSC森林認証とCoC認証を取得し、3企業がPEFCのCoC認証を取得した。

いる。

(二) 本協会が企業の合法的・持続可能な木材の貿易を促進する施策は実用的である。

1. 政府機関と企業の検証員をトレーニングする。
2. 「中国輸入材検証シンポジウム」を開催する。
3. 森林認証の意義を積極的に宣伝し、木材企業の環境保護意識を高める活動を行っている。例えば、木材企業の植樹活動を組織する。既にフローリング専門委員会は連続5年、フローリング企業から中国緑化基金会と北京林業大学へ資金を寄付することに努力し、金額は累計して300万元に上った。
4. 環境と社会的責任に関する項目を「中国木材企業信用評価」指標システムに組み込み、林産業内において初めて、企業に対して環境と社会的責任の項目について標準化して評価をおこなう。

三．中国木材企業信用評価の内容とそれらの木材企業の誠実な経営と合法木材貿易を促進することに対する意義

(一) 背景

中国がWTOに加盟した後、全世界と経済的にもっと緊密な関係を持ち、経済がますます市場化、国際化としている。中国国内外での商業・貿易関係の中で、信用を失墜しているため、良好な社会信用システムをうち立てることが大切になっている。わが国の貿易環境を改善し、国際市場に受け入れられるために、中国政府は社会信用システムの整備を高度に重視している。2007年、「全国整頓規範市場経済秩序指導グループ」と「国務院国有資産監督管理委員会」が、所属する300余りの商業団体・協会の中で、「中国」を商業団体・協会の名前につけている(本協会を含む)44商業団体・協会を選んで、企業信用評価の試行を決めた。それで、本協会の信用評価の展開が、「全国整頓規範市場経済秩序指導グループ」と「国務院国有資産監督管理委員会」の指導及び権限付与が行われた上で、実施されているところであり、中国社会信用システム整備の重要な部分となっている。

(二) 企業信用評価の原則と内容

1. 活動の原則

自主の原則：企業の参加は自主的（勧めない、強制しない）である。

公正の原則：厳格に、科学的な基準で等級を査定し、評価の結果に高度な社会責任を持つ。
評価の公正性を保証するために、商業部に属する北京国泰企業徵信有限公司を、本協会の第三者信用評価機構とする。

秘密厳守の原則：決めた範囲と時限で企業の信用評価情報を公開する。範囲と権限を越える情報公開をしない。企業の商業プライバシーに関する情報は、権限をもらった上、公開する。

非営利の原則：営利を目的にしない。企業の負担を増加しない。料金基準が明晰、収支会計を公表する。

2. 木材企業信用評価の内容

(1) 企業の基礎信用能力への評価

企業の基礎状況、合法性と経営年限、主要な株主の信用状況、企業構造の合理性、関連取引の比率、許可証の管理状況、取得した認証状況などに関して評価し、基本的な条件に達するかどうかを判断する。

(2) 企業の経営状況への評価

企業の経営範囲、主要な経営業務、経営多角化傾向、生產品・サービスの質、核心競争力及び市場に占めるシェア（位置）、主なライバル、将来の各業務の発展の潜在力、企業の優勢と劣勢を分析する。

(3) 企業の支払能力への評価

近年の資本構成、営利能力、支払能力、運営効率、資産の質、成長状況など及びこれらの趨勢と企業信用へ与える影響を重点的に分析する。

(4) 企業の管理能力への評価

管理層の素質と安定性、公司发展戦略の明確性と実行可能性、管理者の経営過程に存在するリスクとチャンスに対する認識の充分さ、企業信用管理と帳簿・金銭管理の健全性、管理制度の有効的な執行、奨励制度と内部統制制度の完備などを分析する。

(5) 商業信用記録への評価

過去の商業活動の中に現れた不良信用状況、政府の工商、質量検査、環境保護などの部門の信用記録を重点的に考察し、企業の約束を履行する意欲を判断する。

(6) 社会的責任への評価

企業の原料供給源の合法性、木材総合利用の状況、企業の森林資源の持続可能な発展に対する貢献度を評価する。社会的責任指標はわれわれが木材産業と環境保護と緊密な関係があることに基づいて作ったものである。評価システムは主に企業の信用を評価するため、社会的責任指標の加重点数は評価システムに8%を占めている。

次のような内容によって企業の環境と社会責任を評価する。

評価を申請する企業は次のことを承諾しなければならない：輸入契約の中に環境と社会的責任の内容を加えること、すなわち、木材供給者が提供する木材の合法性を保証すること。

購入した木材は森林認証を取得したかどうか、どの森林認証であるか、数量と割合はどのぐらいか。

木材及び製品生産者が CoC 認証を取得したかどうか、どの認証制度なのか。

A8000 社会的責任認証、ISO14000 環境管理システム認証、OHSAS18001 労働安全マネジメントシステムなどの認証を取得したことがあるのか。

企業が信用評価に参加した後、木材購入の契約を何件結んだか、その内訳、木材のソースが合法的、違法伐採からではないと保証する契約はどのぐらいなのか、主要な供給者の名前と供給量、承諾しない主要な供給者と数量も必要。

企業の木材利用率。

政府に違法伐採や森林破壊及び絶滅危惧のある樹種の輸入などの記録があるか。

植樹や環境保護などの公益事業に助成したことがあるか、森林環境の持続可能な発展に対する貢献があるか。

企業が本協会の質とアフターサービスの双承諾活動企業であるか。

信用評価システムの中に環境と社会責任のことを加えた目的は、木材企業の環境保護の責任感を高め、企業の森林認証とCoCに積極的に参加させ、認証を取得した木材の購入、植樹、木材総合利用、更に、国際的に合法的かつ持続可能な木材貿易を展開することを促進することである。

3. 信用等級基準

木材企業の信用等級がAAA、AA、A、B、Cと五級に区分される。AAA級は企業信用が優、AA級が良、A級はやや良、B級は中、C級は劣であることを意味する。

4. 評価結果の有効期限

評価結果の有効期限は三年である。有効期限内で、毎年一回、再検査する。合格者はその等級を続ける。合格しなければ下の等級に決める。結果も公表する。有効期限が終了する場合、改めて評価する。

「全国整頓規範市場経済秩序指導グループ」と「国務院国有資産監督管理委員会」の統一規則によって、本協会が信用等級の証明書とマークを統一した様式に基づいて製作し、番号をつける。結果を上記の二つの機関へ報告し、それによって上記の機関の公式なウェブサイト「中国反商業詐欺」及び他のネットやマスコミで公表し、社会監督を受ける。

要するに、われわれが展開した信用評価は、政府の推進及び権限付与の上で、第三者の信用評価機構を導入して行われてきた。指標システムも「全国整頓規範市場経済秩序指導グループ」と「国務院国有資産監督管理委員会」の専門家評議チームに承認された。厳格に規定・規範化された手順によって行われてきた。結果も社会監督を受ける。評価の結果は企業の経済実力、信用リスク管理レベル、経済的な支払意欲と能力を反映し、企業の環境保護と社会的責任のことをも反映する。そのため、信用評価は中国木材産業の信用水準の向上と木材輸出国の合法木材貿易に対して十分な意義があると考えられる。

具体的に、次のように成果が現れる：

- (1) 高等級な信用評価を取得するため、企業が内部信用管理を強化し、内部管理制度を完備しなければならない。そして、企業管理も改善できる。
- (2) われわれの評価結果が客観、公正、権威があることから、中国で誠実なパートナーを探す国外の木材企業へ根拠を提供することで、貿易中のリスクを減少することとなる。
- (3) 環境と社会責任に関する項目を条件として加えたため、規範ではない企業が明らかとなり、中国における木材企業の合法・持続可能な木材貿易への認識を高めることができる。
- (4) 輸入者は輸入の際に、木材供給者に対する木材供給源の合法性を承諾することを要求するから、全世界の木材輸出国が森林認証と合法・持続可能な木材貿易を行うことに対し、重要な影響を与えられられる。

四. 今後の構想

(一) 宣伝を強化し、企業の認識を高めること。

1. 輸入を大量に行う綏芬河、張家港といった輸入港、或いは、上海、広東林産業の発展した地区で、「誠実経営と合法・持続木材貿易」討論会や講座を行う。企業へ信用評価、森林認証、合法木材貿易の重要性の認識を宣伝し、もっと多くの企業に信用評価に参加してもらうこと。
2. 国内の政府の関係部門と、上下流産業協会と、国外の木材産業協会との交流を強化し、評価結果も各関係者へ伝えて、信用の優秀の企業の国内外への影響を拡大し、企業イメージを設立することに役に立ち、市場を開拓すること。

(二) 企業信用評価の管理を改善し、「木材輸入契約手本」を作成する。

手本の中に「供給者は木材供給源が合法であることを保証する」と加えて、産业内で広げ

ていくこと。

(三) 企業へCoC認証と信用リスク管理などにコンサルティングを行うこと。

積極的に、中国森林認証、CoC 認証、各国の関連認証システム、合法木材貿易を押し広める。企業へ認証や信用管理についてコンサルティング、トレーニングを行う。国際的に合法また持続可能な木材貿易に促進できる活動であれば、本協会は支持また積極参加すべきである。

(四) 海外の関連組織・機構と合作を強化し、信用評価結果の応用を拡大し、合法・持続可能な林産物生産、購入、供給チェーンを形成することを促進すること。

1．海外の産業協会、環境保護組織、研究部門、認証機構と交流・協力を強化し、情報交換ルートと制度をうち立てる。

第一に、各国の森林認証を取得した、あるいは信用良好な企業の名簿を交換すると同時に、各国の木材協会、環境保護組織、研究部門に中国の企業信用評価の宣伝をしてもらい、これらの企業の知名度を高めること。

第二に、各国の森林認証、合法木材貿易における進展、経験、政策情報などを交流すること。

2．貿易商談会、展示会、訪問などを通じて、認証を取得した、あるいは合法木材貿易を認可した生産・貿易企業と接触し、持続可能な国際生産・販売チェーンが形成させること。

五．問題と提案

(一) 木材供給源合法性の証明について

国際的に木材供給源の合法性の定義が不明確であり、管理方式も違うため、中国企業は木材を輸入する際に、森林認証を取得した木材にラベルが付いているもの以外は、輸入企業側が合法性の証明書を手に入れることが難しく、輸出される木材の供給源を判断することは難しい。中国企業は環境保護の責任感を持ち、供給者に対して提供する木材が合法であることを要求することだけである。そして、生産国が協力して管理を強化し、輸入者へ真実また有効な証明を提供することを希望する。

(二) 中国の木材企業信用評価でA級以上の企業と森林認証およびCoC認証を取得した企業に対して、ある程度の特恵政策を与える。

1．これらの企業を各国の政府や企業の木製品購買名簿に加えて、中国の木製品を購入する時に、優先させる。

2．中国の認証を取得した企業と、木材企業信用評価でA級以上の企業に対して、購買価格で特恵政策を与える。経済的な手段で企業に自主的に持続可能な木材貿易を促進する。

若干の外国の購入者が中国企業にCoC認証を要求するのに、価格は認証を取得しない製品と同じで、何ら調整しないままでは、中国企業が認証コストを埋めることができなくて注文を放棄することになる。持続可能な木材貿易は各国の共同の責任であり、環境破壊の責任を中国企業に負わせる一方で、環境保護に有利な行為について無視することは、不公平だと思われる。

(三) 各森林認証システムの相互認可を促進し、企業の認証コストを削減する。

家具、ムク材複合フローリング、木製ドアは林産物の最終製品である。中国の家具輸出量は世界一になっているが、その他の二品目も輸出量が増加している。少なくない数の合板、ムク材複合フローリング、家具用板材の生産企業は国産早生樹種からの原料を使い、表面材は80余りの国から輸入している。現在、国際的に、認証システムが多く有り、中国自身の認証システムとCoC認証システムもまもなく完成する。将来、中国製品はCoC

認証を行う時、一製品に二つ、或いは、もっと多くの認証を取得する現象が可能である。中国製品が違う市場へ輸出される際に、認証システムはお互いに認めあっていないので、異なる認証を取得しないといけなくなり、コストも増える。中国森林認証システムが完成したあと、国際市場における各認証システムと相互の認可されることが望まれる。コストも削減できるし、認証の広がりにも有利であり、合法性・持続可能な木材の貿易が可能となる。

(四) 世界環境保護組織、協会、研究機構が、中国木材流通協会の森林認証、CoC 認証、木材企業信用評価といった合法・持続的な木材貿易促進のための事業実施に対し資金上での支援を希望する。

現在、次のようなプロジェクトを実施している。

1. 「木材輸入契約手本」の作成と普及。
2. 企業信用評価、CoC 認証システム、木材供給源合法性認可制度に関する宣伝パンフレットの作成・発行。
3. 企業信用評価、CoC 認証システム、木材供給源合法性認可制度に関する会議とトレーニング。

以上は、本協会の構想であり、国際木材産業の皆さんからのご支持を期待している。21 世紀においては、木材産業は陽の当たる産業である。皆さんの共同の努力の下で、木材産業も林業も健康的に発展することができると思う。